

論文

明治期日本における領事裁判と商人領事

鈴木 祥

はじめに

領事裁判とは、領事が接受国において自国民をその本国法に基づいて裁判する制度である。日本は、一八五八「安政五」年から一八七三「明治六」年にかけて締結した通商条約によって、各国に領事裁判権を認めていた。日本において領事裁判権を有したのは、アメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランス・ポルトガル・スイス・ベルギー・イタリア・デンマーク・スウェーデン・ノルウェー・スペイン・ドイツ・オーストリア・ハンガリー・ハワイ・清国・ペルーの一七ヶ国に上った。これらの国々は一部の例外を除き、新通商条約が施行される一八九九年まで領事裁判権を行使し続けた。

しかし、右の国々との通商条約には、原則として裁判権を行使する領事の種類について何ら規定がなかった。そのため、条約国は必ずしも本務領事（領事任務の遂行を本務とし、本国から俸給を受ける領事）を日本に派遣する義務はなく、財政的事情などから特に小国は在日商人に無給で領事任務を委託した。

これらいわゆる商人領事^①には、裁判を行うに足る法律知識があったのであろうか。また、原告・被告となる日本人・外国人と利害関係を有する場合や、商人領事自身が訴えられる場合もあったのではないか。このように、様々な弊害が想定される商人領事の存在は、当該期日本における領事裁判制度の性格・特徴を考えるうえで重要な意義を持つと考えられる。

従来、領事裁判は外国人を日本法権の埒外に置き、日本にとって不公平な判決を下すものと評価されてきた。しかし、R・T・チャン氏は、従来の評価は領事裁判の存在を国家主権の侵害とする当該期日本のイデオロギーに強く影響されたものであり、多くの場合裁判は公平に処理されていたことを明らかにした^②。また、森田朋子氏は、裁判では必ずしも外国法のみが適用されたわけではなく、相互尊重の観点から、日本法や当事者間の合意も反映されたことを指摘している^③。

このように、近年では領事裁判の再評価が進んでいる。ところが、先行研究の関心はイギリスやアメリカの事例に集中し、商人領事の問題はほとんど検討されていない。わずかに加藤英明氏が、前述したよ

うな商人領事の問題点を指摘しているが、その実証的検討は必ずしも十分とはいえない。⁴ R・T・チャン氏によると、イギリス・アメリカを除く各国の領事裁判記録は、裁判件数の僅少さ、戦災・天災による史料の喪失などにより必ずしも十分に残されていない。⁵ こうした史料的制約が商人領事の研究を妨げている要因であろう。⁶

しかし、商人領事は条約改正問題に関する研究においてしばしば言及される。明治初年の新規通商条約交渉について検討した拙稿では、日本が明治政府成立直後より商人領事の禁止を試みたことを明らかにした。⁷ また、領事裁判権撤廃（法権回復）をめぐる日本と西洋諸国との外交交渉を追究した藤原明久氏・五百旗頭薫氏は、一八八二年の条約改正予備会議において、日本が商人領事による裁判の禁止を各国に訴えていたことを指摘している。⁸ さらに、中網栄美子氏・山下大輔氏・大石一男氏が明らかにしたように、日本は一八九二年、本務領事の不在および商人領事の任用を理由に、ポルトガルの領事裁判権を廃棄した。⁹

もちろん、これらの研究は条約改正問題に主眼を置いたものであり、右の諸事実についてはさらなる実証的検討を要する。しかし、断片的に提示された事実を継時的に追究することにより、条約改正問題における商人領事の意義、および当該期日本における領事裁判制度の性格・特徴を理解できるのではないかと考えられる。

そこで本稿では、明治初年の新規通商条約交渉からポルトガル領事裁判権撤廃事件にかけて、日本がいかに商人領事問題に対応したかを

明らかにする。

一 新規通商条約交渉と商人領事禁止の試み

明治政府成立後、商人領事が初めて外交問題となったのはスウェーデン・ノルウェーとの通商条約締結交渉であった。一八六八年八月二〇日「慶応四年七月三日」、日本側全権の外国官副知事東久世通禧は、横浜にてスウェーデン・ノルウェー側全権であったオランダ外交事務官ポルスブルック (Dirk de Graeff van Polsbroek) と会談した。そして、条約には商人領事を禁止して本務領事のみを任用する旨を明記したいと要求したのである。¹⁰

右の会談と同日付でイギリス公使パークス (Harry S. Parkes) が本国に送付した報告書には、熟考と経験により明治政府は、商人領事が他の商人に対し裁判権を行使することの難しさ、および商人領事自身が罪を犯した際の不合理を知るはずである、と記されている。¹¹ さらに、同日付の本国宛別号報告書によると、パークスは商人領事についてすでに日本側に警告していたという。¹²

幕末以来、条約国の中で最も多くの居留民を抱えていたイギリスは、裁判への弊害を防止すべく自国領事の商業行為を禁止していた。¹³ パークスは明治政府の成立を機に、日本を通じて他国の商人領事任用についても制限を加えようとしたのかもしれない。

一方、パークスの警告を受けた明治政府も、商人領事の問題には敏

感であった。当時はいまだ戊辰戦争が継続中で、明治政府の権力基盤は必ずしも万全ではなかった。そこで、商人領事の不適切な裁判から自国民の利益を守る姿勢を内外にアピールすることにより、明治政府は日本の正統政府としての地位を固めようとしたのではないかと考えられる。

八月二十六日「七月九日」、ポルスブルックは外国官知事伊達宗城に書簡を送り、商人領事の任用について次のように回答した。

此二の国を取除き世界中ニコンシユル（領事―筆者注）役人等ハ都て商人なり、いまた交易不盛ニ有る日本開港場え王国スウエーデンおよびノルウエーゲンニては、給料取のコンシユル役人等を命ずる事の約束を余自己ニ取結かたし¹⁴

商人領事は世界中広く任用されており、また貿易規模の小さい日本に本務領事を派遣することはできない、という主張である。財政的制約などから商人領事に依存する小国の事情が端的に示されているといえる。以後、商人領事をめぐる議論は平行線をたどり、日本側は妥協を余儀なくされた。

一月三日「九月一九日」、日本側全権の東久世および神奈川府判事寺島宗則、外国官判事井関盛良はポルスブルックに書簡を送り、条約締結の条件として次の事項の承認を求めた。すなわち、スウエーデン¹⁵ノルウエー政府は駐日公使を任命すること、および領事自身が関係する事件は公使が裁判すること（「岡士（領事―筆者注）又は岡士の社中二起る事件を裁断する事は公使の権にあるべき事」）である。明治

政府は、商人領事の禁止を断念し、裁判を公使の管理下に置くことで交渉妥結を図ったといえる。

一月五日「九月二一日」、ポルスブルックは右の要求を承認した¹⁶。そして、一月二一日「九月二七日」、スウエーデン¹⁷ノルウエーとの修好通商航海条約が締結された。なお、駐日公使の任命については、一八七一年二月二日「明治四年一〇月二〇日」、オランダ公使がスウエーデン¹⁸ノルウエー公使を兼任する形で解決した。

明治政府は、一八六九年一〇月七日「明治二年九月三日」に対日通商条約締結のため東京へ来たオーストリア¹⁹ハンガリー使節ペッツ（Anton von Pets）に対しても、商人領事の禁止を求めた¹⁸。すでに六月二七日「五月一八日」、戊辰戦争を平定した明治政府は、日本の正統政府として自国民利益の損失を防ぐべく、商人領事の禁止に固執したと考えられる。

一〇月一五日「九月二一日」、ペッツはパークスに書簡を送り、本務領事たるイギリス領事がオーストリア²⁰ハンガリー領事を兼任するよう依頼した¹⁹。パークスは日本・オーストリア²⁰ハンガリー間の仲介役を務め、条約交渉に積極的に介入していた²⁰。そのため、領事任務をイギリスに委託するよう仕向けたのはパークスであつたのではないかと考えられる。

そして、修好通商航海条約が締結された一〇月一八日「九月一四日」、パークスは外務卿沢宣嘉に書簡を送り、オーストリア²¹ハンガリー領事兼任の旨を通知した²¹。こうして、オーストリア²¹ハンガリーについ

ては商人領事の禁止が実現した。

さらに、日本は清国に対しても商人領事の禁止を求めたようである。

一八七一年九月一三日「明治四年七月二九日」締結の日清修好条規第八條では、日本と清国は互いに領事裁判権を付与すると規定された。同時に、第一六條にて「兩國の理事官(領事―筆者注)は何れも貿易を為す事を得ず」と明記され、日清双方とも商人領事の任用が禁止されたのである。²²⁾

西洋諸国による商人領事の任用は清国においても多くみられた。しかし、清国は商人領事の不正行為(他の商人による脱税行為の隠蔽など)を嫌い、一八六〇年代に行われた新規通商条約交渉において各国に商人領事の禁止を訴え続けていた。²³⁾

以上のことを踏まえると、商人領事拒絶の方針は日清ともに一致しており、その結果第一六條の文言が明記されるに至ったと考えられる。後述するように、清国の領事裁判件数は条約国の中でも最大規模であったため、修好条規によって商人領事を禁止した意義は大きい。²⁴⁾

日清修好条規締結直前の一八七一年八月二九日「明治四年七月一日」、明治政府は廢藩置県を断行して中央集権体制を整えた。国内の権力基盤が固まると、商人領事の不正から自国民の利益を守ることは国家の義務とみなされる。しかし、他の条約国、特に小国は明治政府の意向を無視して商人領事を任用し続けた。領事裁判制度を適切に運用しようとする各国に対する明治政府の不満は、一八八二年の条約改正予備会議において噴出する。

二 条約改正予備会議と裁判禁止をめぐる攻防

一八八二「明治一五」年一月二五日、東京にて条約改正予備会議が開催され、イギリス・フランス・ドイツ(スイス代表を兼任)・ロシア・オーストリア・ハンガリー・オランダ(スウェーデン・ノルウェーおよびデンマーク代表を兼任)・スペイン・イタリアの駐日外交代表が参加した。日本側委員は外務卿井上馨および外務少輔塩田三郎であり、井上が会頭となった。会議の目的は「現行条約に必要適宜の改正を加ふるの基本」を商議し、各本国政府の検討に付することであった。²⁵⁾ただし、日本側の主な要求は、不平等条約によって事実上の制約を受けていた外国人に対する行政権の回復であった。²⁶⁾

二月二日の会議では一三の協議事項が設定され、まず第一の議題である領事特権について議論することとなった。ここで井上は商人領事の問題を取り上げ、次のように述べた。すなわち、商人領事が裁判権を行使すると、自身に利害関係がある訴訟を裁判し、また被告が裁判官となる恐れもある。債務者たる商人領事が自身に対する訴訟を処理し、日本人債権者が返済を要求できなかったという事例も聞いている、と主張した。井上は、商人領事が実際に日本人の利益を侵害していることを訴え、「以来商賈を兼帯したる領事を廢止せられんことを希望するなり」と列国代表に要求したのである。²⁷⁾

行政権の回復を当面の目標とする日本は、予備会議にあたり条約運用上のあらゆる問題点を調査・整理していた。その中で、井上は明治

初年以來の懸案であった商人領事にも着目し、列国会議の場で一気に問題を解消しようとしたといえる。

しかし、二月八日の会議冒頭、井上は「商業領事を任用することも、裁判権を兼帯せざれば別に異存なし」と述べ、自説を修正した。商人領事の全廃は各国の強い反発を招くと懸念したのか、商人領事による裁判の禁止に要求を限定したのである。この提議は、オランダ公使ファン・デル・ポット (Johannes Jacobus van der Pot) を除く各国代表の同意を得た。⁽²⁸⁾

同日の会議においてファン・デル・ポットは、井上の要求に対し次のように応酬した。すなわち、オランダおよびスウェーデン・ノルウェーの商人領事が、自身が被告となる事件を裁判することは決してない。そのような場合は、公使が一人以上の陪審を任命して聴訟させるためである。また、商人領事が訴えられた場合、原告・被告同意のうえで他国の領事裁判を受けた先例もある。たとえば、一八八一年、函館においてデンマークの商人領事が訴えられた際はイギリス領事の審判に委ねられた。また、日本側が不平を唱える判例があればその詳細を提示し、商人領事の資質に異議があれば、裁判官として不適格とする証拠を挙げられたい、と主張した。⁽²⁹⁾

ファン・デル・ポットは、商人領事の裁判には不正が起きないよう対策が施されていることを強調し、日本側の非難の根拠を質したのである。ただし、ファン・デル・ポットは、オランダ政府は今後、裁判権を本務領事にのみ与える意向であることも言い添えた。⁽³⁰⁾

二月一六日、井上はファン・デル・ポットに対し次のような反論を展開した。すなわち、商人領事問題を提議した目的は個別の判例を非難するためではなく、裁判の安全性に疑義を呈示することにある。商人領事に対する不審は、「全く独立不羈の地位を占め凡て依估偏頗の事なく」裁判を行なえるか、訴訟を審理するに足る十分な法律知識や資格を有しているか、という点にある。また、陪審を用いる、他国領事の裁判に委ねるといった不正防止策も、原告・被告の同意のうえ行われる「仲裁の性質を有するもの」に過ぎず、不十分である。各開港場の人口の多数を占めるのは日本人であるため、領事裁判から生じる利害は日本政府にとって重要である。そこで、スウェーデン・ノルウェーおよびデンマークに対しても商人領事による裁判の禁止を建言してもおよいたい、と井上は主張した。⁽³¹⁾

井上は、商人領事非難の具体的な証拠の提示を回避した。これは、列国会議の場で個別の裁判情報を示すのは不適切と考えたためか、あるいは各国代表を納得させる十分な材料を用意できなかったためか、然としない。いずれにせよ、井上は商人領事の問題点を改めて整理したうえで、日本人の利益保護のため領事裁判制度の適切な運用を求めたのである。これに対しファン・デル・ポットは、他の各国にならい領事裁判の方法を制定するようスウェーデン・ノルウェー・デンマーク両政府へ上申することを約束した。⁽³²⁾

以上で商人領事をめぐる議論は一段落が付いた。他国代表ほど明示的ではないが、最終的にファン・デル・ポットも商人領事の裁判禁止

に前向きな姿勢をみせたといえる。

しかし、日本側の要求に応じない国もあった。三月一六日の会議でベルギー臨時代理公使スクリーブ (Fr. G. Scribe 二月一六日の会議より参加) は、自身の出席以前から始まっていた議論には拘束されないと述べ、裁判禁止の要求を退けた。⁽³³⁾ また、七月一七日の会議にてドイツ公使アイゼンデッヒャー (Karl J. G. von Eisendecher) は、スイス政府が今後も商人領事による裁判の継続を希望している旨を明言した。⁽³⁴⁾

井上とファン・デル・ポットによる議論以降の予備会議の経緯をみると、三月二三日よりアメリカ公使が参加し、会議は欧米の条約国ほぼ全てを包摂する形となった(六月一日よりポルトガルも参加)。そして、四月五日、井上は数年の準備期間を経て外国人に日本内地の旅行・通商・居住・営業・不動産所有を認める意思を表明し、その条件として領事裁判権の撤廃(法権回復)を列国に求めた。以後、会議は法権回復・内地開放を中心に展開し、七月二七日に閉会を迎えた。⁽³⁵⁾

内地開放宣言以降、日本の主眼は法権回復に移り始め、領事裁判の存在を前提とする商人領事問題は後景に退いた。それでも、列国会議の場において商人領事の弊害が議論された意義は小さくない。会議により、日本側の問題意識は各国に共有された。そして、一貫して商人領事の任用を禁止してきたイギリスをはじめ、多くの国が日本の要求に賛同したことも重要である。⁽³⁶⁾ 領事裁判権を付与された以上、これを適切に運用するのが条約国の義務であるという日本の主張は、多くの

国々にとつて説得的であったといえる。

しかし、一八八六年五月より東京で始まった条約改正会議(予備会議参加国十途中からハワイも参加)でも、商人領事による裁判が再び問題となった。⁽³⁷⁾

会議において日本と列国は、裁判管轄条約案(内地開放、西洋式法典の整備・通知および外国人法律家の日本裁判所への任用を条件に領事裁判を廃止)と新通商条約案を審議し、両案をモデルにした新条約を結ぶこととなった。そこで、一八八七年四月二日、日本側委員の外務次官青木周蔵は列国代表に「通商及航海条約草案」を配布した。その第一五条には「裁判管轄条約二掲載スル所ノ、ヽヽヽヽ、国臣民ニ対スル領事裁判権ハ、独リ専務領事官(本務領事ノ筆者注)ニ於テ之ヲ執行スベキモノトス」と明記された。裁判管轄条約案第六条では、内地開放後の三年間は領事裁判を存続することが定められた。日本は、その間商人領事の裁判を禁止しよう求めたのである。⁽³⁸⁾

ところが、この要求は四月二七日から七月二二日にかけて開かれた通商事項取調委員会において、オランダ代表ファン・デル・ポット(デンマーク・ベルギー代表を兼任)の強い反対にあった。その結果、日本側は任用国政府が商人領事の裁判遂行能力を保証することを条件に、裁判禁止の文言を削除せざるを得なくなった。⁽³⁹⁾

前述の通り、条約改正予備会議においてファン・デル・ポットは、裁判の将来的な禁止に前向きな姿勢をみせていた。しかし、右の対応をみると、予備会議以降も小国の商人領事は依然として裁判権を保持・

行使していたことが窺える。

一方、新条約のもう一つの骨子たる裁判管轄条約案は、四月二二日の条約改正会議において採択された。しかし、法権回復のために提示した諸譲歩は日本国内の強い反発を招いた。その結果、外務大臣井上馨は九月一七日に辞任に追い込まれ、新条約は締結に至らなかった。結局、日本は、通商事項取調委員会において取り付けた商人領事の裁判遂行能力に関する保証も獲得できなかったのである。

また、未締結に終わったが、会議における裁判管轄条約案の採択は、初めて領事裁判権撤廃に国際的合意が得られたことを意味した。以後、日本の方針はいよいよ法権回復に傾き、商人領事問題はさらに後景化していく。

三 裁判禁止の失敗と小国の事情

一八九二「明治二五」年、外務省は商人領事裁判の実態調査に乗り出した。調査の理由は明示されていないが、同年に起きたポルトガル領事裁判権撤廃事件（第四章にて詳述）が関係しているとみられる。これはとりもなおさず、条約改正会議以降も各国の商人領事が裁判権を保持・行使し続けたことを示している。ここでは、右の調査結果を素材にして、商人領事問題が解消されなかった理由を検討したい。

一八九二年五月三日、外務省政務局長栗野慎一郎は開港場・居留地のある神奈川・兵庫・長崎各県知事に書簡を送り、左の四点について

「内密二」調査するよう指示した。

一、商業営業ノ性質、又被雇人ニ就テハ、其被雇先ノ商業営業ノ性質并ニ被雇先ニ於テ何カナル位地ヲ保チ、何カナル事務ニ従事スルカ

一、才判権ヲ執行シ得ルノ資格若クハ知識ヲ有スルモノト認メ得ヘキヤ否、例ハ法律学校ヲ卒業シ、又ハ嘗テ代言事務ニ従事シ、其他法律思想ヲ有スルモノト認ムヘキ証跡アリヤ

一、従来才判事務ニ付不当ノ所置判決等ヲナシ、又ハ過失アリタレバ其事跡

一、領事ノ自国人及一般在留外国人ノ間該領事ノ才判事務執行上ニ関シ評判ノ良否¹⁰⁾

すなわち、①領事が従事する商業の詳細、②裁判権の行使に必要な資格・知識の有無（法律学校卒業、弁護士経験等）、③裁判における不当な処置・判決・過失の有無、④裁判に対する外国人の評判である。

なお、調査対象は現職の領事だけでなく過去の領事も含むとしている。また、内密の調査を指示したのは、右の事項が各国の領事裁判に對する不信を表明するような内容であったためであろう。こうした配慮は同時に、日本側は必ずしも容易に商人領事の調査を行えなかったことを意味している。

右の指示を受けて神奈川県は六月二日、兵庫県は七月六日、長崎県は七月二〇日にそれぞれ回答書を提出した。これら各府県の調査結果をまとめたのが表1〜3である。内密の調査を命じられたため、各回

表1 商人領事の裁判(横浜)				
	国名	肩書	名前	備考
A 調査対象の領事	スイス	総領事(現職)	デュメリン(A. Dumelin)	シペール・ブレンヴァルド商会(生糸商社)に所属。
		副領事(現職)	ロシェット(Edmond Rochette)	1891年赴任。本務領事。法学士。
		総領事(前任)	ブレンヴァルド(C. Brenwald)	シペール・ブレンヴァルド商会に所属。
		総領事(前任)	ウォルフ(A. Wolf)	シペール・ブレンヴァルド商会に所属。
	デンマーク	総領事	ド・バヴィエ(Edward de Bavier)	現在帰国中。バヴィエ商会(生糸商社)を経営。
		副領事	ジュウエット(John H. Jewett)	現在海外旅行中。バヴィエ商会に所属。
		事務取扱	ウォーミング(S. Warming)	バヴィエ商会に所属。
	ポルトガル	副領事	ペレイラ(E.J. Pereira)	香港上海銀行横浜支店に所属。
	ペルー	領事	ロード(Carl Rohde)	現在帰国中。ドイツ人。カール・ロード商会を営し、雑貨等の取引に従事。
		事務取扱	ベーヤ(Henry Baehr)	ドイツ人。カール・ロード商会に所属。
B 裁判権の行使に必要な資格・知識の有無	スイス総領事(現職)デュメリンは自国の法律に「可なり通曉」しており、ポルトガル副領事ペレイラも本国法について「幾分ノ心得アリ」という世評がある。しかし、いずれも法律学校卒業、弁護士経験等の経歴があるとは聞かれず、法律知識があるとは認められない。			
	ペルー領事ロードおよび同国事務取扱ベーヤはドイツ人であるため、ペルーの法律に関する心得はない。			
	デンマーク総領事バヴィエは、経済・商業に関しては「頗ル教育アル人物」といわれているが、法律学を修めた、弁護士事務に従事したなどの経歴があるとは聞かれない。			
	スイス総領事(前任)ブレンヴァルド、同ウォルフ、デンマーク副領事ジュウエット、同国事務取扱ウォーミングについては、法律に関する経験があるとは全く聞かれない。			
C 裁判における不当な処置・判決・過失の有無	デンマーク総領事館	デンマーク総領事館では「著シキ訴訟事件」を扱ったことがなく、不当な判決や過失もない。		
	ペルー領事館	ペルー領事館ではかつて訴訟を扱ったことがない。		
	スイス総領事館	1884年1月の「ラツドウイグ及トリユブ詐偽取財被告事件」における総領事ウォルフの判決について、在留外国人から「刑ノ軽キニ失タル」という批判が出ていた。		
	ポルトガル副領事館	ポルトガル副領事館で扱うのは主に「些細ノ金員償却方請求ノ類」である。多くの場合、領事が示談を図り決着させるか、被告の代りに返済するので開廷に至らない。 1891年1月の「鉄道庁対ガーマノ件」では「稍世評ヲ来」したが、裁判について非難した者はなかった。		
D 裁判に対する外国人の評判	デンマーク人、ポルトガル人の数は極めて少数であり、ペルーについては皆無である。上記の通り特に重大な訴訟もないので、裁判に対する批判はみられない。 「社交上ノ評判」については、デンマーク総領事バヴィエは「或ルー部ノ嫌悪」を受けているといわれているが、その他の領事に対する在留外国人の評判は良好である。			
1892年6月2日付神奈川県知事内海忠勝報告書(外務省記録6.1.8.10「本邦各開港場駐在ノ各領事身分取調関係雑纂」)より作成。				

表2 商人領事の裁判（神戸）				
	国名	肩書	名前	備考
A 調査対象の領事	オランダ	領事	ブレース(Chas. Braess)	デンマークおよびスウェーデン＝ノルウェー領事を兼任。 輸出入業に従事。火災保険会社の代理人も兼務。
	ポルトガル	副領事	ブラガ(V.E. Braga)	ブラガ商会を経営し輸出入業に従事。
	ベルギー	領事	フェアロン(W.F.K. Fearon)	ベリグニー商会(輸出入業等を営み、保険会社の代理店も兼業)に所属。
	ハワイ	領事	エンディコット(S. Endicott)	委託販売および仲買業務に従事。 「人物ノ不適當ナル」という評判のため商業規模は「僅々」。
B 裁判権の行使に必要な資格・知識の有無	上記四名はいずれも法律に関する知識・経験がなく、裁判官として適任とは認められない。そのため、商人領事に対し多少の不满を抱く者もある。各領事も、法律知識が及ばない場合は公使に経伺する。			
	オランダ領事ブレースは篤実な性格であるため、所轄居留民はブレースを信頼して裁判にも満足している。しかし、日本人に対する対応はその反対であるという風聞がある。			
	ポルトガル副領事ブラガは、所轄居留民の大部分から裁判官として不適任と見なされている。しかし、日本人からの評価はその反対のようである。			
	ベルギー領事フェアロンは、所轄居留民が2名しかおらず、裁判の前例もないため、裁判官としての資質を判断することはできない。			
ハワイ居留民は一人もいない。所轄居留民がいたとしても、同国領事エンディコットは裁判官としては不適任とみられる。				
C 裁判における不当な処置・判決・過失の有無	各領事も過失または不当な判決を下したという事実は確認できない。ただし、ポルトガル副領事ブラガについては不当・過失の世評がある。			
D 裁判に対する外国人の評判	商人領事が処理できるのは「尋常普通ノ紛議」のみとみなされている。そのため、所轄居留民はその裁判を重視せず、なるべく法廷外にて問題を解決させる傾向がある。			
1892年7月6日付兵庫県知事周布公平報告書(外務省記録6.1.8.10「本邦各開港場駐在ノ各領事身分取調関係雑纂」)より作成。				

表3 商人領事の裁判(長崎)					
国名	肩書	名前	国籍・所属等	裁判手続および裁判権の行使に必要な資格・知識の有無	裁判に対する在留外国人の評価
デンマーク	領事 (現職)	スミス (J.C. Smith)	イギリス人。 ホーム・リンガー商会 (船具、洋酒等の輸入 業。保険会社、銀行等の 代理店も兼務)に所属。	スミスが民事事件を裁判する場合、2名の陪席者とともに審問 を行い、イギリスの法律により判決を下す。法律の適用に関し て陪席者と意見が一致しない場合、デンマーク総領事に具申 して裁定を仰ぐ。 スミスには法律学校卒業、弁護士経験等の経歴はないという。	在留デンマーク人の数は僅少であり、 スミスが就任以来裁判権を行使したの は「些少」の民事12、3件に過ぎない。そ のため、裁判の良否に関する評判もな い。
ベルギー	領事 (現職)	リンガー (F. Ringer)	イギリス人。 ホーム・リンガー商会に 所属。	裁判の手続きは上記のデンマーク領事スミスのもと同様。 リンガーには法律学校卒業、弁護士経験等の経歴はないとい う。	在留ベルギー人の数は2、3名に過ぎ ず、リンガーが就任以来裁判権を行使 したのは「些少」の民事11件のみであ る。したがって、裁判に関する評判もみ られない。
ポルトガル	副領事代理 (現職)	グラバー (A.B. Glover)	イギリス人。 ホーム・リンガー商会に 所属。	グラバーには裁判権がない。 民事・刑事とも、訴訟はすべてポルトガル総領事の裁判を受 けるのが成規であるという。しかし、先般総領事が帰国して以 来後任がいなかったため、グラバーは本国政府からの訓令を待っ ているようである。	
	副領事 (先任)	クレブス (F. Krebs)	デンマーク人。 副領事任中では三菱高 島炭鉱事務所に所属。	クレブスは、金額500円以下の民事訴訟について裁判権を有 していたが、刑事訴訟については裁判権を持たなかったという。	在留ポルトガル人の数は極めて僅少で あり、クレブスの任中に民事訴訟を 起こした者はいなかった。
ドイツ	領事 (先任)	イヴェルセン (H. Iwersen)	ドイツ人。 在任中より現在に至るま でドイツ汽船会社の代理 店を営業。 その他、反物輸入や米 穀輸出にも従事。	イヴェルセンは、違刑罪および金額100円以下の民事訴訟に 対し裁判権を有していたが、その他の刑事訴訟および100円 以上の民事訴訟については、神戸のドイツ領事が裁判するこ ととなっていた。 イヴェルセンには、法律学校卒業、弁護士経験等の経歴はな いという。	

1892年7月20日付長崎県知事申野健明報告書(外務省記録6.1.8.10「本邦各開港場駐在ノ各領事身分取調関係雑纂」)より作成。

答とも主に風評や伝聞に基づいたものとなつてゐることに留意しなければならぬ。それでも、裁判の実態を窺う参考資料としては一定の価値を有するといつてよいであらう。

各表をみると、調査対象のうち裁判権の行使に必要な資格・知識を有する領事はほぼ皆無であつたことがわかる。また、表1Cスイス総領事館の項にあるように、実際に不公平な裁判も起きていたようである。⁽⁴⁾これらの調査結果は、条約改正予備会議における日本側の主張を裏付けるものといえる。

さらに、表2Dによると、神戸では居留民が商人領事による裁判を軽視し、なるべく法廷外で問題を解決する傾向がみられるという。裁判への不信は、領事による居留民管轄に空白を生みかねない。これもまた、商人領事もたらす重大な弊害といえる。

しかし一方で、表1-3を通じて目立つのが、所轄居留民数・裁判件数ともに僅少であるため、裁判の良否に関する風評はみられないという回答である。これは他の統計資料からも傍証することができる。⁽⁵⁾

表4は、一八七六年から一八九九年にかけて領事裁判権を有した各国の居留民数である（ただし、ポルトガルは一八九二年、ハワイ・清国は一八九四年にそれぞれ領事裁判権を喪失）。同表によると、最も多くの人口を擁していたのは清国であつた。統計が始まる一八七六年にすでに二〇〇人以上が在留しており、日清戦争直前の一八九三年には五〇〇〇人を超えていた。清国のほかに統計開始から一〇〇〇人以上の人口を擁したのはイギリスのみであり、一八九九年には約二〇〇

〇人にまで増加した。次いでアメリカ・ドイツ・フランスが概ね数百人から一〇〇〇人程度で推移している。一方、商人領事を任用するオランダ・スイス・ベルギーなどの小国の人口は概ね数十人乃至一〇〇人前後にとどまつた。

次に、「司法省民事統計年報」および「司法省刑事統計年報」を用いて、一八七八年から一八九八年における日本人から外国人に対する別訴訟件数を示したのが表5・6である。両表には外国人同士の訴訟が含まれていない。また、二二年間の各国の件数総計はのべ数である。そのため、年度を越えて係属した件数が重複しており、訴訟処理の滞る国に高い数値が出ることに注意を要する。刑事については一八八五年の数字を欠いており、データの精度はさらに落ちるが、国別訴訟件数の大体の傾向を窺うには有用であらう。

両表をみると、民事・刑事ともに清国・イギリスをはじめとする人口の多い国に高い数値が並んでいる。一方、ポルトガル・オランダ・ベルギーなどの小国では年間ゼロ乃至一〇件程度、二二年間を通じても民事で数十から一〇〇前後、刑事で数件から数十件しか裁判が起きていなかつたことがわかる。

以上のことから、人口と裁判件数は概ね比例関係にあつたといえよう。これは同時に、小国が商人領事の任用を正当化する根拠となつたと考えられる。すなわち、貿易規模が大きく多数の在日居留民を抱える国々は当然裁判件数も増える。こうした国々は、裁判を適切に行うべく本務領事を派遣するのが望ましい。現に、最も人口・裁判件数の

	清国	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス	ロシア	ポルトガル	オランダ	スイス	デンマーク	オーストリア =ハンガリー	イタリア	スウェーデン =ノルウェー	スペイン	ベルギー	ハワイ	ペルー	合計
1876年	2371	1025	132	186	190	49	79	127	27	41	13	26	19	32	1	3		4321
1877年	2218	974	301	185	179	38	42	103	28	32	39	31	15	22	12	1		4220
1878年	3082	933	461	83	178	31	127	103	30	25	26	23	17	31	5	5		5130
1879年	3589	933	408	250	192	45	100	94	32	21	23	19	16	28	2	4		5756
1880年	3739	933	414	307	181	55	57	71	32	23	19	22	14	30	12	6		5915
1881年	3571	1098	548	343	216	61	45	67	46	59	26	36	36	21	11			6184
1882年	3746	1150	515	289	227	70	53	63	49	67	28	30	28	1	9	6		6331
1883年	4983	1175	580	280	206	41	62	62	47	65	38	24	25	3	8	1		7600
1884年	4143	1423	592	343	198	27	49	80	34	94	42	37	38	6	6	1		7114
1885年	4071	1200	621	318	220	27	49	69	40	62	45	41	24	10	6	1		6805
1886年	4130	1244	642	390	269	26	47	74	42	54	47	37	24	8	9	2		7046
1887年	4209	1421	711	467	267	30	99	79	42	67	55	38	26	12	24	1		7550
1888年	4805	1623	849	488	312	38	104	86	50	61	69	36	26	16	32	1		8598
1889年	4975	1701	899	550	335	63	108	85	57	79	56	37	33	15	31	16		9040
1890年	5498	1748	972	559	353	50	123	77	54	58	60	38	32	18	26	19		9686
1891年	5344	1708	967	523	378	74	138	93	58	56	51	39	44	15	20	14		9523
1892年	5574	1728	958	480	404	80	157	91	74	69	47	39	24	14	20	17		9778
1893年	5343	1787	945	490	391	110	144	94	76	55	59	40	15	20	22	14		9608
1894年	1576	1830	931	448	408	134	123	84	80	58	57	38	31	22	20	12		5853
1895年	3642	1878	1022	493	391	222	127	80	75	70	54	47	41	39	27	9		8219
1896年	4533	1960	1025	476	343	269	124	83	76	63	58	46	48	48	25	16		9195
1897年	5206	2118	1076	523	491	297	109	104	94	62	65	50	47	57	26	19		10346
1898年	6130	2247	1165	586	431	251	124	90	119	74	74	51	58	62	25			11489
1899年	6359	1985	1279	518	452	123	155	81	93	55	81	47	41	44	20	3		11337

『日本帝国統計年鑑(復刻版)』第1～19回(東京)リウト出版社、1962～1964年)より作成。
ただし、各年ともデータに不備がある旨が附記されており、実数は多少乖離していると考えられる。あくまで参考値として掲げる。

表5 日本人より外国人に対する各国別訴訟件数：民事（1878～1898年）

	イギリス	清国	アメリカ	ドイツ	フランス	ポルトガル	ロシア	オランダ	イタリア	デンマーク	スウェーデン ＝ルカエー	ポーランド ＝バカール	スペイン	スイス	ベルギー	ハワイ	計
1878年	55	13	21	15	9	3	3	6	0	3	0	3	0	1	0	0	132
1879年	63	20	32	15	11	4	1	5	4	3	0	4	0	0	0	0	162
1880年	77	37	43	18	14	6	0	4	5	2	0	3	0	0	0	0	209
1881年	43	37	44	18	12	1	1	8	4	0	0	0	0	0	0	0	168
1882年	51	68	30	9	17	5	0	5	1	1	0	1	0	0	1	0	189
1883年	52	99	26	21	16	12	8	4	5	1	0	1	0	2	1	0	248
1884年	72	84	28	21	10	14	7	5	6	2	3	0	4	1	2	0	259
1885年	62	41	24	21	12	12	5	4	2	1	4	0	2	0	2	0	192
1886年	53	50	21	15	9	9	4	2	3	1	3	0	3	2	2	0	177
1887年	41	44	20	8	18	3	5	3	1	1	4	0	0	3	2	0	153
1888年	51	42	20	9	11	4	4	4	1	3	0	0	0	1	0	0	150
1889年	58	43	20	20	1	6	4	2	1	2	1	1	2	1	0	0	162
1890年	70	59	42	21	9	6	4	2	1	3	3	0	0	1	0	0	221
1891年	107	58	38	19	13	4	6	6	1	2	3	2	3	1	0	1	264
1892年	81	64	39	22	10	9	6	1	1	2	3	1	2	1	0	0	242
1893年	73	44	25	18	22	1	6	0	3	1	1	4	1	1	4	0	204
1894年	50	27	26	5	24	1	7	0	3	1	0	0	2	1	1	0	148
1895年	44	8	35	10	14	1	6	2	2	2	1	1	2	2	1	0	131
1896年	63	0	33	10	6	1	7	2	1	2	1	1	1	1	2	0	131
1897年	70	0	25	15	6	1	5	1	1	2	0	1	0	0	0	0	127
1898年	58	0	33	16	11	1	5	1	1	3	1	1	0	1	0	0	132
計 (0人)	1294	838	625	326	255	104	94	67	47	38	28	24	22	20	18	1	

〔司法省民事統計年報〕第4～24〔司法省年報〕マクログルム版、日本図書センター、1990年所収より作成。

	清国	イギリス	アメリカ	ロシア	ドイツ	フランス	ポルトガル	オランダ	スウェーデン =リウナー	オーストリア =ハンガリー	デンマーク	ベルギー	イタリヤ	スペイン	スイス	計
1878年	21	44	11	1	10	6	1	1	0	0	0	0	1	0	0	*98
1879年	44	24	10	4	7	5	1	0	0	1	2	0	1	0	0	99
1880年	36	19	10	10	5	3	0	1	0	0	2	0	1	1	0	88
1881年	44	14	11	16	1	2	2	1	0	0	3	0	0	0	0	94
1882年	55	19	25	16	4	8	2	2	0	0	1	0	0	0	0	132
1883年	75	26	18	18	5	4	1	1	2	0	0	0	0	1	0	151
1884年	73	30	19	18	2	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	150
1886年	79	30	16	16	4	6	5	2	0	1	1	0	0	0	0	160
1887年	88	29	18	17	5	9	4	2	0	1	0	0	0	0	0	173
1888年	102	40	17	19	9	9	4	3	0	1	0	0	1	0	0	205
1889年	134	57	27	20	6	9	4	1	1	1	0	0	1	0	0	261
1890年	144	59	28	20	10	14	5	2	4	1	0	0	0	0	1	288
1891年	95	44	20	3	14	10	4	1	2	2	0	0	0	0	1	196
1892年	59	34	5	3	7	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	117
1893年	123	34	12	3	11	10	1	3	0	0	1	1	0	0	0	199
1894年	44	45	12	7	10	9	0	4	0	0	0	1	0	0	0	132
1895年	4	44	14	9	16	7	0	4	1	0	0	1	0	0	0	100
1896年	10	40	8	19	8	9	0	2	4	1	0	1	0	0	0	102
1897年	15	31	20	8	2	3	0	0	2	1	0	1	0	2	0	85
1898年	17	48	8	14	10	7	1	0	4	1	0	3	2	2	0	117
計 (のべ)	1262	711	309	241	146	138	39	34	21	11	10	8	7	6	2	

「司法省刑事統計年報」第4～24(『司法省年報』マクログラム版、日本図書センター、1990年所収)より作成。ただし、1885年については欠頁のため不明。
*1878年の統計には「日」1件、「瑞」1件とある。「日」は「白」の誤りでベルギー(白耳義)あるいはペルー(白露)のいずれかと考えられるが判然としない。「瑞」はスウェーデン(瑞典)・スイス(瑞西)のいずれかを判別できない。同年の総計は、各国の数字に「日」・「瑞」2件を足したものである。

多い清国・イギリスは本務領事のみを任用している（第一章参照）。しかし、貿易額・居留民数ともに僅少な小国は、財政的事情もあり清国やイギリスにならうわけにはいかない。裁判件数もごく少数なのだから、陪審制度の活用や他国領事への委託といった不正防止策（第二章参照）を講じれば、商人領事を任用しても日本人や居留民の利益を損なうことはまずない、という主張である。

右の主張を踏まえると、商人領事任用国にとって日本の非難・抗議は、例外的事象あるいは未発の可能性の追及に過ぎなかったのである。原告となる自国民の利益保護のため、日本が領事裁判制度の適切な運用を訴えるのは全く正論である。しかし、具体的な代償や譲歩を得ることなく正論に応答できる小国は皆無であった。これが、明治初年以來商人領事の問題が解消しなかった根本的な理由である。

そして、第二章に記した通り、日本の法権回復要求の高まりにより、条約改正会議以降、商人領事問題は影を潜めつつあった。しかし、本章でみた裁判調査のきっかけとなったと考えられる一八九二年のポルトガル領事裁判権撤廃事件において、日本は再び商人領事を組上に載せることになる。

四 法権回復運動への昇華―ポルトガル領事裁判権撤廃事件―

他のヨーロッパ小国と同様、ポルトガルは商人領事に依存する国であった。しかし、一八九一「明治二四」年一二月三一日以降にポルト

ガル総領事ルレイロ (José Loureiro) が外務大臣榎本武揚に送った私書（日欠）には次のように記されている。すなわち、ポルトガルは、一八八二年の条約改正予備会議における日本側の主張に配慮し、商人領事の任用は続けながらも、一八八三年一二月に東京駐在の本務領事を任命した。当初、この本務領事の裁判管轄区域は東京に限定されていた。しかし、一八八七年一月以降、裁判権は全開港・開市場に拡大し、東京の本務領事が裁判を一手に引き受けることとなった。こうして、ポルトガルは商人領事の裁判を防止する体制を整えたという。⁽⁴³⁾

しかし、一八九二年一月八日、榎本は駐仏公使野村靖（ポルトガル公使を兼任）に打電した。そして、ポルトガル政府が東京の総領事館を撤退させるといふ情報を得たが、「法権ヲ執行スル事務領事」は必要なので、同政府に再考を促さなければならない、と訓令した。⁽⁴⁴⁾ 総領事館撤退が事実ならば、唯一の本務領事ルレイロは近いうちに帰国することになる。これにより、再び商人領事が裁判を行うことを榎本は懸念したのである。

さらに、榎本は二月一〇日、野村に「葡国政府へ交渉ニ関スル訓令書」を送った。そして、従来日本が主張してきた商人領事による裁判の非を掲げ、本務領事の駐在をポルトガル政府に求めるよう改めて指示した。ただし、同訓令では、すでに裁判権を有する他国の商人領事については不問に付し、今回のように新たに商人領事の裁判を招来する動きに対してのみ、「徹頭徹尾反対セント欲スル」方針であるとも明記された。⁽⁴⁵⁾

第三章に記した通り、商人領事をめぐる外交交渉に備えるためか、外務省は五月三日より裁判の実態調査を開始した。しかし、商人領事に依存する小国の事情は榎本も概ね把握しており、二月一〇日の野村宛て訓令を送付した時には、すでに商人領事裁判の全廃を諦めていたのではないかと推測される。

五月一八日、ルレイロは榎本に東京総領事館の廃止を書面にて正式に通知し、自身も六月一〇日に離日することを伝えた⁽⁴⁶⁾。これを受けて五月二二日、榎本は野村に新たな訓令を送った。そして、本務領事の撤退は「条約中裁判権二関スル一部ノ廃棄ナリト認定セサルヲ得サル旨」をポルトガル政府に通知するよう指示した⁽⁴⁷⁾。この訓令は、単に本務領事の維持を求めた前述の訓令とは明らかに異質である。ルレイロが帰国すれば、残るのは商人領事のみであり、裁判は適切に行われなくなる。榎本はこれを理由にして、ポルトガル領事裁判権の消滅を画策し始めたのである。そのねらいは、全面的な法権回復に向けた前例作りにあつたとみられる。

六月一〇日、ルレイロは予定通り日本を去った。これを受けて六月一四日、榎本は野村に打電し、領事裁判権の消滅は七月一日まで猶予する旨をポルトガル政府に通知するよう指示した⁽⁴⁸⁾。そして六月一六日、榎本は総理大臣松方正義に書簡を送り、七月一日までにポルトガル政府が何ら対応をみせなければ、勅令によって領事裁判権を廃棄したいと申し入れた⁽⁴⁹⁾。榎本は、相手国の同意を得ないまま、国内法による一方的な解決を試みたのである。

しかし、七月一日になっても勅令は公布されなかった。国内法による領事裁判権の撤廃は前代未聞であり、日本政府内で議論が紛糾していたことが窺える。それでもこの問題は枢密院に諮られ、論点が徐々に絞られてきた。そして、七月一〇日、枢密院書記官長伊東巳代治は「日葡条約中領事裁判権二関スル条項廃止ノ勅令ノ件審査報告」を枢密院議長伊藤博文・同副議長東久世通禧に提出した。そこで挙げられた論点は以下の通りである。

- ① 条約の一部のみを廃棄することは可能か。
 - ② 領事裁判権は本務領事でなければ行使できないという文言は、一八六〇「万延元」年締結の日葡修好通商条約には存在しない。日本は何の権利によって商人領事の裁判を拒むのか。
 - ③ 本務領事でなければ裁判権を行使できないと仮定した場合、本務領事の不在は領事裁判権の放棄を意味するのか、それとも権利の一時停止に過ぎないのか。
 - ④ ポルトガル政府が再び本務領事を派遣し、最恵国条項により領事裁判権を請求した場合、どのように対応するのか⁽⁵⁰⁾。
- 枢密院は主務大臣たる榎本に回答を求めた。そこで七月一二日、枢密院の会議にて榎本は①④の問いに対し左のように返答した⁽⁵¹⁾。
- ① 条約の一部廃棄は前例もあり可能である⁽⁵²⁾。
 - ② ポルトガルの官制上、裁判権を行使できるのは東京の本務領事のみであり、商人領事には裁判権がない⁽⁵³⁾。仮に、ポルトガルが商人領事による裁判権行使を求めても拒否するつもりである。

③「締約国一方ノ怠慢」により廃棄された条項は永久にその効力を失う。

④一度失効した領事裁判権を最惠国条項によって回復することもできない。もしポルトガルがこれを強く求めるならば、「已ムナク兵力ニ訴フル」こともあり得る。

本務領事の撤退をポルトガルの怠慢と断じ、方針貫徹のために武力行使をも示唆する右の回答は、領事裁判権消滅を目指す榎本の強い意志を反映したものである。

そして七月一四日、松方・榎本に加え、司法大臣河野敏鎌が副署した勅令第六四号が公布され、「万延元年六月十七日葡国政府ト締結シタル条約中領事裁判権ニ関スル約款ハ、自今無効ニ帰シタルモノトス」と宣言された。⁽⁵⁴⁾ここに、本務領事の不在および商人領事による裁判を理由に領事裁判権を撤廃することが、日本政府の総意となった。

ポルトガル人に対する裁判権行使の機会は今もなく訪れた。七月二八日、神戸在住の牧野新之助が元雇主のポルトガル人リイチに対し、未払い賃金および督促手続費用合計八円七七銭五厘の支払いを求めて神戸区裁判所に訴えたのである。

神戸区裁判所の対応は迅速で、翌七月二九日には右金額を一四日以内に支払うようリイチに命じた（ただし、命令の送達遅延により、支払いは八月二五日となった）。⁽⁵⁵⁾事件自体は軽微なものであったが、勅令公布直後、日本は早速法権行使の実績作りを進めたといえる。⁽⁵⁶⁾

八月八日、第二次伊藤博文内閣の成立により榎本は閣外に去った。

後任の外相陸奥宗光は榎本の方針を引き継ぎ、勅令による領事裁判権廃棄の貫徹が課題となった。一方、ポルトガル政府は日本側による処分に対しいまだ正式な見解を表明していなかったが、駐日フランス臨時代理公使ド・プランシー (V. Collin de Plancy) を駐日ポルトガル公使に任命し、来るべき対日交渉に当たらせることとした。

八月二〇日、陸奥とド・プランシーは予備交渉の形で会談した。⁽⁵⁷⁾ド・プランシーは、「諸法典未タ完備ノ域ニ至ラス」という状態の日本が、ポルトガル人に対する裁判をどのように処理するのか尋ねた。これに対し陸奥は左のように返答した。

我国モ今日ハ既ニ立憲政治ノ国トナリ居レハ、欧州文明諸国ノ臣民カ各々其本国ニ於テ享有スル自由ト權利トハ、我國民モ殆ント同様ニ享有シ居ルコトナレハ、葡国臣民カ我臣民ト同シク我裁判権ニ服従スルモ、些カモ御懸念ヲ要スルコト之レナカルヘシト確言致候

大日本帝国憲法（一八八九年発布・一八九〇年施行）により立憲主義が成立した日本では、「文明国」同様の自由と権利を享受できる。したがって、ポルトガル人が日本の裁判権に服従することに全く問題はない、という主張である。こうした認識は、前任の榎本にも共有されていたのではないかと推測される。従来、不適切な領事裁判に対する攻撃材料に過ぎなかった商人領事問題が法権回復運動へと昇華した背景には、立憲制の導入により「文明化」を達しつつあるという日本の自負があったといえよう。

その後、ポルトガル政府から訓令を受けたド・プランシーは一八九二年一〇月三日、陸奥に書簡を送った。そして、日葡修好通商条約には領事の種類について何ら規定がないことなどを指摘し、本務領事の不在を理由とする領事裁判権撤廃に対し正式に抗議した。⁽⁵⁸⁾ また、ポルトガル外相がド・プランシーに宛てた書簡(八月一三日付)も一〇月五日、日本外務省に届けられた。そこには、勅令停止の要求に加え、財政難により居留民数・通商規模ともに僅少な日本に本務領事を置くことが困難となった旨も記されていた。⁽⁵⁹⁾ しかし、一〇月一日、陸奥はド・プランシーに返書を送り、ポルトガルの要求を退けた。⁽⁶⁰⁾

一八九三年二月六日、ド・プランシーは再び陸奥に書簡を送り、ポルトガルが東京に領事館を再設したため勅令を停止するよう求めた。しかし、陸奥は二月八日付の返書にてこれを一蹴した。⁽⁶¹⁾

その後、ポルトガルはマカオ総督ド・ボルジア(Custodio M. de Boria)を東京に派遣し、六月二六日、同人を通じて長文の覚書を陸奥に提出した。そこでは、勅令停止を求める理由として、前年の本務領事撤退は財政難によるやむを得ない措置であったこと、本務領事の任用はあくまで努力義務であることなど、従前の主張が繰り返された。さらに、条約上商人領事も裁判権を有するが、扱う事件の多くは軽微なものであり、またポルトガル法の解釈には専門的な知識を必要としないため裁判に支障はない、という商人領事正当化の見解も示された。⁽⁶²⁾

しかし、七月一八日、陸奥はド・ボルジアに返書を送り、領事裁判

権の復活を再度否定した。⁽⁶³⁾ その後もポルトガル側の要求が聞き入れられることはなく、一月四日、陸奥は伊藤に書簡を送り「本問題ノ一段落」を報告した。⁽⁶⁴⁾

右に挙げたポルトガルの主張は、概ね勅令公布前に想定されていたものといえる。そして、これらの主張を断固退け、一度廃棄された条項は永久にその効力を失うとするのが前任外相榎本の方針であった。陸奥は榎本が敷いた路線を貫徹し、国交を破綻させず、また他国の干渉も特段受けずに領事裁判権の廃棄に成功したのである。

すでに、日本は一八八八年のメキシコとの修好通商条約により、領事裁判権を付与しない条約の前例を作っていた。⁽⁶⁵⁾ これにポルトガル領事裁判権の消滅を加えることにより、日本は法権回復をより一層強く各国にアピールすることができたといえる。

全面的な法権回復も目前に迫っていた。一八九四年七月一六日、日英通商航海条約の締結により日本は領事裁判権の撤廃に成功した。その後、他の条約国とも同様の条約が締結され、一八九九年七月に実施された。

新条約実施に至るまでの間はなおも商人領事による裁判が行われた可能性があるが、これが外交問題となった形跡は管見の限りみられない。条約改正により領事裁判の廃止が約束された以上、日本が商人領事を非難する理由はもはやなかったのであろう。

おわりに

日本は明治政府成立直後から、商人領事の不適切な裁判により原告となる日本人の利益が損なわれることを懸念した。そこで、新規通商条約交渉を通じて商人領事の禁止を試み、オーストリア・ハンガリーおよび清国に対しては本務領事の任命を義務付けることに成功した。しかし、小国を中心に依然として商人領事の任用は続き、日本側の不満は鬱積していった。

条約改正予備会議の際、日本は列国代表の前で商人領事による裁判の禁止を訴えた。領事裁判制度の適切な運用を求める日本の主張は多くの国の賛同を得たが、小国の商人領事任用を止めることはできなかった。また、会議途中より日本の主眼は法権回復に移り始めたため、領事裁判の存在を前提とする商人領事問題は後景化した。

日本側の調査では、不公平な裁判の事例や商人領事に対する居留民の不信が確認された。しかし、商人領事が管轄する居留民数・裁判件数は少数であり、その実害は必ずしも大規模ではなかったことも浮き彫りとなった。これが財政的余裕のない小国が商人領事を任用する根拠であり、問題の解決を困難にしていた。

ポルトガルの東京総領事館撤退により、同国の商人領事が再び裁判権を行使する可能性が生じた時、日本はもはや商人領事裁判の全廃を諦めていた。むしろ、立憲制の導入により深めつつあった「文明国」としての自負を背景に、商人領事への依存を領事裁判権の放棄とみな

した。そして、国内法によってポルトガルの領事裁判権を消滅させ、全面的な法権回復に向けた前例作りに成功した。

本稿では以上の経緯を明らかにした。ポルトガル領事裁判権撤廃事件は単発の事例に終わったものの、イギリスはじめ主要国との条約改正交渉を控えた日本に大きな自信を与えたと考えられる。積年の課題であった商人領事問題を法権回復運動に昇華させたことにより、日本は重要な外交成果を獲得することができたといえよう。

しかし、ポルトガルを除き、日本は結局小国の論理を破って商人領事の裁判を禁止することができなかった。第三章でみた日本側の調査では、不公平な判例や居留民の不信のほかに、裁判官としての資格・知識を有する商人領事はほぼ皆無であったことも確認された。同調査の対象年代の上限は判然としないが、こうした状況は各国が商人領事を任用し始めた幕末の開港直後より、絶えず続いていたのではないかと推測される。

日本における領事裁判は、小国にとっていわば必要悪であった商人領事の存在を恒常的に許した。これにより、原告・被告となる日本人および全条約国人は、常に損害を被る危険にさらされていたといえよう。⁽⁶⁶⁾

注

(1) 「商人領事」は法律用語ではない。国際法上は「名誉領事」と表記される。

しかし、商人領事という言葉は多くの史料・先行研究において使用され

- ているため、本稿でもこれを用いる。なお、領事の種類については、横田喜三郎『国際法』Ⅱ「新版」、有斐閣、一九七二年、三四七～三四八頁を参照した。
- (2) Richard T. Chang *The Justice of the Western Consular Courts in Nineteenth-Century Japan*. Greenwood Press, 1984. pp.135-137.
- (3) 森田朋子『開国と治外法権—領事裁判制度の運用とマリアルス号事件—』、吉川弘文館、二〇〇五年、三二五頁。
- (4) 加藤英明「領事裁判の研究—日本における—(二)」、名古屋大学『法政論集』八六号、一九八〇年、一四四～一四六頁。
- (5) Chang *op. cit.*, p.14.
- (6) 英米側史料から開港場・居留地の実態を解明したJ・E・ホアー氏も商人領事による裁判の弊害を指摘しているが、やはり断片的な記述にとどまらざる。James E. Hoare *Japan's Treaty Ports and Foreign Settlements: The Uninvited Guests, 1858-1899*. Japan Library, 1994. p.79)。
- (7) 拙稿「明治初年の新規通商条約と条約改正問題」、中央大学大学院文学研究科篇『大学院研究年報』四三三号、二〇一四年。
 なお、別稿では江戸幕府も商人領事に反発していたことを指摘した。しかし、その理由は、商人領事が武士身分による官職の専有という自国の原則に適合しない存在であったためであった(拙稿「幕末の商人領事問題」、『東アジア近代史』一七号、二〇一四年)。幕末の時点では、商人領事による裁判は少なくとも外交問題にはなっていなかったといえる。
- (8) 藤原明久「日本条約改正史の研究—井上・大隈の改正交渉と欧米列国—」、雄松堂出版、二〇〇四年、六一頁、五百旗頭薫『条約改正史—法権回復への展望とナショナリズム—』、有斐閣、二〇一〇年、一三二～一三三頁。
- (9) 中網栄美子「ポルトガル領事裁判権の回収について—明治二七年条約改正以前の事案—」、『法制史研究』五五号、二〇〇五年、山下大輔「陸奥宗光と対等条約改正交渉—日葡間領事裁判権廃棄問題を中心に—」、『日本歴史』六八七号、二〇〇五年、大石一男『条約改正交渉史—一八八七～一八九四—』、思文閣出版、二〇〇八年、第六章。
- (10) Dirk de Graeff van Polsbroek à Harry S. Parkes, août 21, 1868. Parkes' dispatch No.204 encl. The National Archives, Kew (hereafter TNA), FO46/95. 会談日は、スウェーデン側史料から条約交渉の経緯を明らかにしたIngemar Ottosson "Unequal Relations: Sweden and Japan in the Nineteenth Century", 『北欧史研究』一七号 (BALTO-SCANDIA, vol.10), 二〇〇〇年、八～九頁に於て。
- (11) No.201 Parkes to Lord Stanley, August 20, 1868 (confidential), TNA, FO46/95.
- (12) No.200 Parkes to Stanley, August 20, 1868 (confidential), TNA, FO46/95.
- (13) 拙稿「幕末の商人領事問題」、一〇〇、一〇八頁。
- (14) 外務省調査部編纂『大日本外交文書』一卷二冊、日本国際協会、一九三六年、四六三文書。
- (15) 同前、五六九文書。なお、「岡士」は「consul」の音訳である。
- (16) 同前、五七一文書。
- (17) 川崎晴朗『幕末の駐日外交官・領事官』、雄松堂出版、一九八八年、

- 三三三頁。
- (18) No.205 Parkes to Earl Clarendon, October 23, 1869, TNA, FO46/114.
- (19) Anton von Petz à Parkes, octobre 15, 1869, Parkes' dispatch No.206 encl. No.1, TNA, FO46/114.
- (20) ベーター・パンツァー著、竹内精一・芹沢ユリア訳『日本オーストリア関係史』、創造社、一九八四年、三二～三三頁。
- (21) Parkes to Sawa Noriyoshi October 18, 1869, Parkes' dispatch No.206 encl. No.3, TNA, FO46/114.
- (22) 外務省条約局『旧条約彙纂』一卷一部、一九三〇年、三九九、四〇七頁。
- (23) 坂野正高『近代中国外交史研究』、岩波書店、一九七〇年、二二四～二二六頁。
- (24) なお、清国が駐日領事を任命して領事裁判権を行使するのは一八七八年以降である（『横浜市史』三巻下、有隣堂、一九六三年、八九〇～八九一頁）。
- (25) 外務省調査局監修・日本学術振興会編纂『条約改正関係日本外交文書 会議録』上、日本外交文書頒布会、一九五六年、一～二頁。
- (26) 条約上、領事裁判の対象となったのは、条約国人が被告となる民事・刑事訴訟および条約・附属貿易章程の違反事件であった。しかし、幕末から明治初年における運用の中で領事裁判は拡大適用され、一般的な行政規則違反についてもその所属国領事が裁判するようになった。さらに、列国は自国が認めていない行政規則を領事裁判において適用することを拒否したため、日本は行政規則制定の権利についても制約を受けていた
- (5百旗頭、前掲書、一〇、二九頁)。
- (27) 『条約改正関係日本外交文書 会議録』上、七～二頁。
- (28) 同前、一六～一七頁。
- (29) 同前、一八～一九頁。
- (30) 同前、一九頁。
- (31) 同前、二七～二八頁。
- (32) 同前、二九頁。
- (33) 同前、三九頁。
- (34) 同前、二六二頁。
- (35) 内地開放宣言以降の経緯については五百旗頭、前掲書、一四一～一六一頁。
- (36) イギリス公使パークスは予備会議閉会後の本国宛て報告書にて、日本の主張は、治外法権を有する東洋諸国において商人に裁判権を付与するのは好ましくないとするイギリス政府の見解と一致する、と記している (No.164 Parkes to Earl Granville, November 20, 1882, Revision of the Treaty between Great Britain and Japan, Further Correspondence, Part VI, p.5, TNA, FO410/21)。
- (37) 以下、商人領事に関する箇所を除き、条約改正会議の経緯・意義については、五百旗頭、前掲書、第五章を参照した。
- (38) 外務省調査局監修・日本学術振興会編纂『条約改正関係日本外交文書 会議録』下、日本外交文書頒布会、一九五六年、一〇七七、一一〇四頁。
- (39) 同前、一一三五～一一三六頁。
- (40) 外務省記録の18.10「本邦各開港場駐在ノ各領事身分取調関係雜纂」、外務

省外交史料館蔵。

- (41) ただし、表1Aスイスの項をみると、一八九一年より法学士の肩書を持つ本務領事ロシェット(Edmond Rochette)が赴任している。スイスは条約改正予備会議において商人領事による裁判の継続を主張していたが、徐々に本務領事による裁判に転じようとしていたのであろうか。
- (42) 以下、表4-6の作成にあたっては、各表に記した典拠資料のほか、加藤、前掲論文、一一九-一二三頁、中網、前掲論文、八五-九〇頁、森田朋子「明治期における外国人関係裁判—統計分析を中心に—(一)」、中部大学『人文学部研究論集』二七号、二〇一二年、一-五頁をあわせて参照した。
- (43) 外務省編纂『日本外交文書』二五巻、日本国際連合協会、一九五二年、五文書註一。日付の推定は、一八九一年二月三日付の在日ポルトガル人数に言及していることによる。
- (44) 同前、五文書。
- (45) 同前、一〇文書附属書。
- (46) 同前、一八文書。
- (47) 同前、一九文書。
- (48) 同前、二三文書。
- (49) 同前、二八文書。
- (50) 外務省記録41219「葡萄牙領事裁判権廃棄一件」一巻、外務省外交史料館蔵。
- (51) 以下、榎本の主張は「伊東書記官長ノ報告ニ対スル弁明書」、同前所収に
- (52) 榎本は、一八七〇年にプロシアがルクセンブルクの中立を定めた一八六七年条約第二条を廃棄したこと、同じく一八七〇年、ロシアが一八五六年締結のクリミア条約のうち、黒海におけるロシア主権の制限に関する条項のみを廃棄したことを前例として挙げている。
- (53) 外務省はすでに、訴訟が起きた際に商人領事が行うのは「単二事実調ノミ」であり、判決を下すのはあくまで東京の本務領事であることをルレイロに確認していた(一八九二年二月一〇日付駐仏公使野村靖宛て政務局長栗野慎一郎書簡、『日本外交文書』二五巻、一一文書)。
- (54) 同前、二八文書附記一。
- (55) 「日葡条約中領事裁判権廃棄ニ関スル参考書類統編」三〇-三六頁、「日本ニ於ケル葡国領事裁判権廃棄一件」所収、外交史料、調査、官房扱い、官扱一、外務省外交史料館蔵。
- (56) その後も日本はポルトガル人が関係する裁判を処理し続け、法権行使の実績を積み重ねた。裁判の詳細は中網、前掲論文、一〇五-一〇九頁に紹介されている。
- (57) 八月二〇日の会談については、『日本外交文書』二五巻、四二文書。
- (58) 同前、五〇文書。
- (59) 同前、五三文書附属書二。もっとも、ポルトガルの財政難は日本側も認識していたとみられる。たとえば、勅令公布時に枢密院議長であった伊藤博文には、一八九二年一月九日付の野村靖書簡によって、ポルトガルの経済不振、通貨不安、植民地政策をめぐるイギリスの圧力などが伝え

- られていた（『伊藤博文関係文書』六、塙書房、一九七八年、三四九頁）。ポルトガルの事情は承知のうえでの勅令公布であったといえよう。
- (60) 『日本外交文書』二五卷、五四文書。
- (61) 外務省編纂『日本外交文書』二六卷、日本国際連合協会、一九五二年、七一・七二文書。
- (62) 同前、七三文書・同附属書。
- (63) 同前、七四文書。
- (64) 同前、八〇文書。
- (65) 大山梓「日墨条約の締結」、『歴史教育』四卷一号、一九五六年、三四―三五頁。
- (66) なお、一八六一年九月二日締結の通商条約により、プロシアは清国において領事裁判権を獲得したが、条約交渉にあたったプロシア使節オイレンブルグ (Friedrich zu Eulenburg) は二月一日付の本国宛て書簡にて、商人領事が裁判権を行使することの危険性を指摘している (Bert Becker "The Merchant-Consuls of German States in China, Hong Kong and Macao (1787-1872)", Jörg Ulbert, Lukian Pijac eds. *Consulship in the 19th Century*, DOBU Verlag, 2010, pp.349-350)。清国においても、商人領事による裁判の弊害が懸念されていたことが窺える。商人領事は、清国における領事裁判の実態を考えるうえでも重要な検討素材になり得るのではないだろうか。